（規則第二十六条第一項及び第二項の信用の供与等の額の計上又は算出の方法）

第九条　次の各号に掲げる信用の供与等の額は、当該各号に定める方法により計上され、又は算出される額とする。

一　トレーディング勘定（自己資本比率告示第二十二条の二に規定するトレーディング勘定をいう。）に係るもの（規則第二十五条第六項の規定により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものを除く。）　自己資本比率告示第七章第三節第三款（第二百七十二条第六号を除く。）に定める方法に準じて次に定めるところにより算出する方法

イ　自己資本比率告示第二百七十一条第一項第六号の規定にかかわらず、ネットのJTDリスク・ポジションにリスク・ウェイトを乗じないものとする。

ロ　自己資本比率告示第二百七十二条第三号の規定にかかわらず、同条第一号の算式中*LGD*は百パーセントとする。

ハ　JTDが正の値をとるもののみを算出の対象とするものとする。

二　第三条に定めるもの　自己資本比率告示第五十五条第一項及び第三項に定める方法

三　第五条第一号に掲げる取引　自己資本比率告示第四章第六節第三款に定める方法

四　第五条第二号に掲げる取引　自己資本比率告示第五十五条に定める方法

五　第五条第三号に掲げる取引　自己資本比率告示第五十七条に定める方法

六　第五条第四号に掲げる取引　自己資本比率告示第二百三十一条の四に定める方法

（金融機関間取引）

第十条　規則第二十六条第一項各号列記以外の部分に規定する主務大臣等が定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三　信用金庫及び信用金庫連合会

四　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）

五　労働金庫及び労働金庫連合会

六　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）

七　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）

八　農林中央金庫

九　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社

十　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社

十一　金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者

十二　金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者

十三　金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業を行う者

十四　金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者

十五　貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件（昭和五十八年大蔵省告示第百二十四号）に掲げる者

十六　外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）

十七　外国の法令に準拠して外国において保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者（第九号に掲げる者を除く。）

十八　外国の法令に準拠して外国において第十号から第十四号までに掲げる者の業務を行う者

十九　外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者

（信用の供与等の額から控除される額）

第十一条　規則第二十六条第一項第六号に規定する主務大臣等が定める額は、商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　現金を担保とするもののうち当該担保の額

二　令第六条第十二項第一号又は第二号に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

三　令第六条第十二項第一号又は第二号に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額

四　第八条各号に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

五　第八条各号に掲げるものが発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額

六　規則第二十五条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定に計上されるもの並びに第五条に定めるものに係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

七　自己資本比率告示第二条各号又は第十四条各号の算式において調整項目の額とされる額

八　次に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自金庫預金の額

イ　対象取引（当該同一人自身に対する信用の供与等に該当する取引をいう。以下この号において同じ。）に係る債権と相殺契約下にあること。

ロ　当該同一人自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該対象取引に関連する国において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

ハ　自金庫預金が相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいずれの時点においても特定することができること。

ニ　自金庫預金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。

ホ　対象取引に係る債権と相殺後の自金庫預金の額が、監視及び管理されていること。

（信用リスク削減手法等）

第十二条　規則第二十六条第二項に規定する主務大臣等が定める手段は、自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法（次項において「信用リスク削減手法」という。）とする。

2　規則第二十六条第二項ただし書に規定する主務大臣等が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　担保として提供される現金及び自金庫預金

二　地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第十三条　規則第二十八条に規定する主務大臣等が定める者は、法第三十九条第一項第三号又は第四号に掲げる会社及びこれらの子法人等（令第七条第二項に規定する子法人等をいう。）とする。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第十条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。